

# 4月から、生活困窮者への支援制度が始まります

ひとりで抱えこまずに  
まずはご相談ください

生活に  
困っている

仕事が  
見つからない

将来が  
不安

病気で  
働けない

家賃を  
払えない

家族の  
ことで  
悩んでいる

社会に  
出るのが  
怖い

住む所が  
ない



働きたくても働けない、  
住む所がない、など、  
まずはお困り事を  
お聞かせください。  
地域の相談窓口と一緒に考え、  
解決へのお手伝いをします。  
ご家族などまわりの方からの  
相談でも受付いたします。

無料相談

ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口にご連絡ください。



※裏面もご覧ください

# 4月から、生活困窮者への支援制度が始まります。

**就職** **住居** 等をサポートします。

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。  
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、  
専門の支援員があなたに寄り添いながら、  
他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。



## 自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活の困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。  
支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、  
具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、  
就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。  
生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。



※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

### <相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>

- 1 まずは相談窓口へ
- 2 生活の状況を見つめる  
あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。  
生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。
- 3 あなただけの支援プランを  
支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、  
あなただけの支援プランを一緒に作ります。
- 4 支援決定・サービス提供
- 5 定期的なモニタリング(支援プランに照らして状況を把握します。)
- 6 真に安定した生活へ

### 諫早市の相談窓口

【開設場所】 諫早市役所 本館2階

【開設日時】 月～金(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

【お問い合わせ】 市保護課 ☎ 0957-22-1500